

いつもお世話になります。東北地方等の復興のため義援金等をされている方もいらっしゃると思いますが、寄付の方法として「ふるさと納税」という方法もあるのをご存じですか？実は普通に寄付をするよりも税軽減額が大きいのです。各自治体HPに掲載されていますので是非ご覧ください。

## 今さら聞けない 経済用語

### 【今月の教えてキーワード：可処分所得（かしょぶんしょとく）】

労働の対価として得た給与やボーナスなどの個人所得から、社会保険料や税金などの支払い義務のある経費を差し引いた手取りの所得のこと。個人の購買力を測る一つの目安とされる。ここから消費支出（住居光熱費、食費、レジャー費、教育費など）を差し引いたものが「貯蓄」となる。言い換えれば、消費支出と貯蓄の合計が可処分所得である。このうち消費支出額が占める比率を消費性向、貯蓄額が占める比率を貯蓄性向という。

## 知っとこ！「税務のマメ知識」

### 【課税対象が、「長期」は「短期」の半分に！】

「10年前に購入した金（金地金）を売却したところ、110万円の売却益（譲渡益）が出ました。お店の人から“譲渡所得になるので確定申告をしてください”と言われましたが、譲渡所得とはどのようなものでしょうか？」



譲渡所得とは、資産の譲渡による所得をいいます。対象となる資産には、土地、建物、ゴルフ会員権、特定の有価証券、骨とう、宝石などが含まれます。営利を目的として継続的に金地金の売買をしている場合は「譲渡所得」とはならず、その実態により

「事業所得」または「雑所得」となりますが、サラリーマンなどが持っている金地金を売却した場合の所得は、原則、総合課税の「譲渡所得」として課税されます。この譲渡所得は、所有期間が「5年以内である短期」と「5年超である長期」とに分けられます。計算方法は、「金地金の譲渡益」と「その年の金地金以外の総合課税の譲渡益」を足したものから「譲渡所得の特別控除」の50万円を引きます。さらにここから「短期」と「長期」については違いがあります。短期の場合はそのまま全額が課税の対象になりますが、長期はその2分の1が課税の対象となります。従って長期となる今回のケースでは、110万円から特別控除額の50万円を引いた60万円の2分の1である30万円が譲渡所得の金額ということになります。

## 今を生きる 先人の言葉

希望もよる輝く  
太陽が輝く限り

ドイツの思想家であるフリードリヒ・フォン・シラーの言葉。どんな苦しい事であろうと懸命に生きてさえいれば、必ずあなたの思いは成し遂げられる。希望を！

# トレンドを斬る!

チャッティーは、ペットボトル専用の茶こしです。茶葉と水を入れたペットボトルにチャッティーを取り付け、数回シェイク

したら 15~20 分程度待つだけで美味しい水出し緑茶の出来上がりです。500ml と 2 L、どちらのボトルでも急須としてはもちろん直接飲むことも可能です。ボトルもチャッティーも洗えば繰り返し使えるので経済的。急須を使わない若い人たちにもペットボトルから気軽に緑茶を飲んでもらおうという「世代を狙った」発想が生んだヒット商品です。



## 365 日が楽しくてたまらない! 「商売のヒント」

### 今月の商売のヒント : 【「円」より「縁」を大事にする】

利益が利益を生んでいく商売は理想です。ただしそれは、それなりの前振りがあったること。要するに「種まき」というプロセスです。あなたの持っている情報や人脈が顧客の役に立つなら喜んで差し出しましょう。お金にならなくても、多少の手間がかかっても、顧客にあなたを利用してもらおうのです。

とある場所で事務用品販売会社を営む A さん。その肩書きは自称「つなぎ屋」だそうです。人付き合いの良い A さんは、いろいろな宴席に顔を出すうちに知り合いがどんどん増えていったそうです。普通なら広がった人脈を自分の商売にいかす知恵を巡らせます。A さんも最初はそうだったようです。しかし思うようにいきません。ある日、知り合いから「鉄道模型に詳しい人を知らないか」と持ちかけられました。宴会で知り合った仲間の中に鉄道マニアがいたことを思い出した A さんは、2 人を



引き合わせるために一席設けます。そんなことが何度か続くと、自然に「あの人とあの人を引き合わせたら双方にメリットがありそうだ」と考えるようになり、さりげなく人をつなぐようになったそうです。すると A さんの人脈が勝手に動き出し、あちこちで「A さんのおかげ」というつながりが生まれました。



「つなぎ屋」はとても感謝されます。良い出会いが商売のチャンスを運んでくることを、そして本当に良い出会いはそうそうないことを、誰もが体験的に知っているからです。つないだ同士が「いい人を紹介してくれてありがとう」となれば、A さんと彼らの結びつきも強くなります。そして彼らは後々、必ず A さんに何らかの利益をもたらしてくれたそうです。人に助けてもらったなら「自分も相手の役に立ちたい」と思うのは、いたってまっとうな感覚でしょう。

A さん曰く、「商売目線で見ているときは、目が“円 (円)” マークだった。けれども今は“縁” マーク」だそうです。人は人を呼び寄せます。人から始まる商売はお金から始まるそれよりも息が長く、秘められた可能性も大きいもの。「縁」から生まれた「円」がさらなる「円」を生む。まさに理想的な商売ですね。

### MC S 税理法人立川事務所

〒190-0023

立川市柴崎町 3-11-4 千代田生命立川ビル 4 階

電話 : 042-595-7671 F A X : 042-528-6949

<http://www.mcs-office.jp>

mail : [info@mcs-office.jp](mailto:info@mcs-office.jp)



MC S 税理士法人立川事務所所長の税理士舛田です。様々なご相談に親身になってお答えいたしますのでお気軽にお問い合わせください。お問い合わせは無料です